

茨城県養親希望者手数料負担軽減事業実施要項

(目的)

第1条 養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下同じ。）が果たす役割は重要である。

これを踏まえ、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組の更なる促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 茨城県内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を助成する。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、茨城県とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象は、養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った養親希望者とする。

(実施方法)

第5条 茨城県は、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、別に定める補助金交付要項により、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行うものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。